

# 令和3年度 堺市スクールソーシャルワーカー募集要項

令和3年5月  
堺市教育委員会

堺市教育委員会では、専門的な知識・経験に基づいて堺市立学校園に在籍する幼児児童生徒の学習環境の調整及び相談活動を行うスクールソーシャルワーカー（会計年度任用職員）を次のとおり募集します。

## 1. 受験資格

スクールソーシャルワーカーとしての役割を理解し、その職務を遂行する熱意のある者で、次に掲げる要件のすべてに該当する者でなければならない。

- (1) 満20歳以上の者で、地方公務員法第16条の欠格事項に該当しない者
- (2) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有している者
- (3) 公認心理士、臨床心理士の資格を有している者又はそれに準ずる経験を有する者※  
※「準ずる経験を有する者」とは、公認心理師、臨床心理士又は学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業（修了）した者をさす。
- (4) 地方公共団体におけるスクールソーシャルワーカー等の経験を有し、業務を遂行できると判断できる者

## 2. 採用予定者数

14名

## 3. 職務内容

- (1) 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ
- (2) 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- (3) 区子ども虐待ケース連絡会への参加及び情報共有
- (4) 学校園内における幼児児童生徒支援体制の構築、支援
- (5) 保護者、教職員に対する支援・相談・情報提供
- (6) 教職員への研修活動
- (7) いじめの調査等に関わる対応

など

## 4. 報酬・勤務条件等

今後の制度等の改正により変更することがあります。

- (1) 任用根拠 地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する地方公務員
- (2) 報酬 月額264,600円（別途通勤費支給）
- (3) 期末手当 6月、12月に支給（合計2.55月分）※任用初年度は割落とし有
- (4) 年次有給休暇 20日

- (5) 勤務時間 1日7.5時間、週4日(週30時間)8時30分から16時45分(休憩45分)  
(6) 任用期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日 ※1年ごとの任用になります。  
(7) 福利厚生 厚生年金、健康保険、雇用保険、公務災害補償制度等

## 5. 応募手続

必ず「簡易書留」で郵送すること。持参受付は行いません。

### (1) あて先

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

堺市教育委員会事務局 学校教育部 生徒指導課 堺市スクールソーシャルワーカー選考担当

### (2) 受付期間

令和3年2月8日(月)から開始

※随時採用を予定しており、採用予定者数に達した時点で終了します。

### (3) 申込方法

封筒の表側に「スクールソーシャルワーカー申込み」と朱書きし、「(4)提出書類」を同封の上、必ず「簡易書留」で郵送してください。

### (4) 提出書類

- ① 令和3年度堺市スクールソーシャルワーカー申込用紙(様式1-1) 両面印刷すること
- ② 令和3年度堺市スクールソーシャルワーカー申込用紙(様式1-2)
- ③ 資格を証する書類(A、Bの両方必要です)
  - A 社会福祉士資格試験合格証又は精神保健福祉士資格試験合格証(※1)
  - B 公認心理師資格試験合格証又は臨床心理士資格試験合格証又は大学等において心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業(修了)したことを証明する成績証明書等(※1)
- ④ 84円切手を貼付した返信用封筒1通〔長形3号封筒(12cm×23.5cm)に、郵便番号、住所(マンション名、〇〇方等詳しく記入)、氏名を明記したもの〕  
(※1) 申込書の裏面の指定の場所に貼り付けること。

※現在、堺市でスクールソーシャルワーカーとして任用されている方も、全ての書類をご提出ください。

## 6. 選考

### 書類審査及び面接審査

受付期間で、応募書類の内容及び面接審査を実施します。面接審査の日時については、個別に連絡させていただきます。

## 7. 選考結果の通知

選考の結果通知書を郵送します。電話での合否照会には応じません。

## 8. 採用

- (1) 選考基準に達したと判断された者を合格者とし、スクールソーシャルワーカー候補者名簿に登

載します。登載の有効期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間です。欠員が出た場合、年度途中の採用もあります。また、登載されても採用されない場合があります。

(2) 配置校の決定

スクールソーシャルワーカー候補者名簿登載者の中から経験、勤務可能地域、通勤時間等を考慮して配置校を決定します。

(3) スクールソーシャルワーカー候補者名簿からの削除

次の事項に該当した場合にはスクールソーシャルワーカー候補者名簿から削除します。配置校が決定している場合は、決定も取り消します。

①受験資格がないこと、また、応募書類の記載事項が正しくないことが判明した場合

②日本国籍を有しない者で、在留資格において就労等が制限されていることが判明した場合

③正当な理由がなく、決定した配置校を辞退した場合

(4) 令和3年4月1日までに資格を取得見込みの場合は、合否又は卒業（修了）が確定した時点で、堺市教育委員会事務局 学校教育部 生徒指導課（tel 072-228-7436）まで電話連絡をするとともに、速やかに合格証を提出すること。

## 9. その他

(1) 堺市スクールソーシャルワーカーを辞退する場合は、以下の書類を直ちに 堺市教育委員会事務局 学校教育部 生徒指導課（〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号）に提出してください。

①応募書類提出後に申込みを辞退する場合・・・「申込辞退届」（様式2）

②候補者名簿登載後に辞退する場合・・・「登録及び採用辞退届」（様式3）

(2) 応募書類の内容に不備があるものは受け付けられません。また、一度提出された書類は返却しません。なお応募書類等により取得した個人情報については、今回の選考の実施のために用い、それ以外の目的には使用しません。また、堺市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。

(3) 会計年度任用職員は、営利企業への従事（兼業）を行うことができますが、以下の場合は認められませんので留意してください。

①兼業を行うことによって職務の遂行に支障を来すおそれがある場合（兼業先との所定勤務時間の合計が本市常勤職員の標準勤務時間（1日：7時間45分・1週間：38時間45分）を上回る場合など）

②兼業を行うことによって職務の公正を確保できなくなるおそれがある場合

③兼業を行うことによって堺市の信用を損なうおそれがある場合